

畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱（令和５年３月３０日付け４農畜機第 7258 号）別添 1 の 1 酪農経営災害緊急支援対策事業の第 3 の 5 の（２）の規定に基づき理事長が別に定める乳房炎予防管理対策金の交付対象頭数の算出方法等について

令和 6 年 2 月 5 日付け 5 農畜機第 7098 号

畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱（令和５年３月３０日付け４農畜機第 7258 号。以下「要綱」という。)) 別添 1 の 1 酪農経営災害緊急支援対策事業の第 3 の 5 の（２）の規定に基づき独立行政法人農畜産業振興機構理事長が別に定める乳房炎予防管理対策金の交付対象頭数の算出方法等については、この定めによるものとする。

第 1 乳房炎予防管理対策金の交付対象頭数等

乳房炎予防管理対策金は、要綱別添 1 の 1 の第 3 の 3 の（５）の交付対象者のうち、被災日以降の時期に 2 日間以上生乳を出荷できなかった酪農経営体であって乳房炎予防のための搾乳の継続等の取組を行った酪農経営体に対して、次のとおり算出した交付対象頭数に要綱別添 1 の 1 の第 3 の 5 の（１）の単価を乗じて得られた額を交付するものとする。

1 交付対象頭数の算出

交付対象頭数は次のとおり算出する（小数点以下切り捨て）。

$$\frac{(\text{被災直前} \times \text{出荷乳量} \times \text{対象期間} - \text{対象期間} \times \text{出荷乳量の合計})}{1 \text{ 頭} 1 \text{ 日当} \times \text{出荷乳量}}$$

（１）被災直前

原則として交付対象者の被災前日及び前々日の 1 日当たり平均値とする。交付対象者が隔日出荷の場合は、被災直前の 2 日分の 1 日当たり平均値とする。

（２）対象期間

被災日から起算して、安定した出荷（交付対象者のある連続する 7 日間（隔日出荷の場合は連続する 4 出荷日。以下同じ。）の 1 日当たり平均出荷乳量と比較して、当該 7 日間のいずれの出荷乳量も 10% 以上下回らずに出荷が続くことをいう。）が始まった日の前日までとする。

（３）1 頭 1 日当たり出荷乳量は原則として次のとおり算出する。

$$\frac{(\text{全国の年間生乳生産量} / \text{全国の搾乳牛頭数})}{365 \text{ 日}}$$

ア 全国の年間生乳生産量は、対象災害が発生した時点で公表されている直近の牛乳製品統計の値とする。

イ 全国の搾乳牛頭数は、対象災害が発生した時点で公表されている直近の畜産統計における乳用牛のうち搾乳頭数の値とする。

2 乳房炎予防管理対策金の申請手続

要綱別添 1 の 1 の第 2 の 1 の生産者集団等は、要綱別添 1 の 1 の第 4 の 1 の規定に

に基づき事業実施主体が作成する事業実施要領に基づき、当該交付金の申請を行うものとする。

生産者集団等は、申請に当たっては、当該交付対象者が複数の出荷先に生乳を出荷している場合又は自ら牛乳乳製品を製造するために自家利用をおこなっている場合の有無を確認するとともに、全ての出荷乳量（自家利用分を含む。）を用いて第１の出荷乳量が算出されていることを確認するものとする。

附 則（令和６年２月５日付け５農畜機第 7098 号）

この定めは、令和６年２月５日から施行し、令和６年１月１日から適用するものとする。